

下水処理水の再生水水質基準等マニュアル 改訂に向けて

令和8年2月

国土交通省上下水道審議官グループ

1.下水処理水の再生水水質基準等マニュアル改訂検討会・設置趣旨

背景・経緯

下水再生水は、都市内に安定して存在する貴重な水資源であり、その有効利用は、健全な水循環の構築のみならず、渇水時や地震等緊急時における代替水資源としての利活用が可能であり、近年重要視されている下水道GX(グリーントランスフォーメーション)の推進や脱炭素社会の実現に向けたエネルギー利用の観点からも極めて重要である。

国土交通省では、下水再生水の適正な利用に向けてこれまでに下記のマニュアル等や事例集の公表を行っており、これらのマニュアル等を基に、全国の地方公共団体において下水再生水の利用が進められてきたところである。

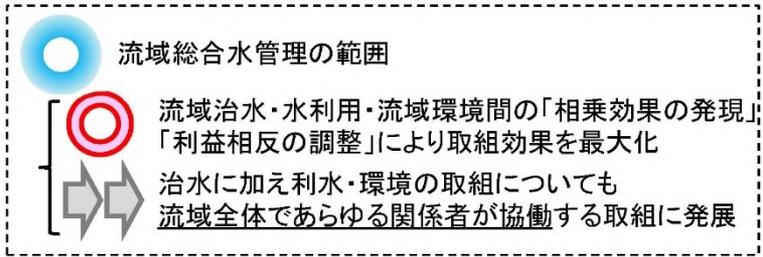
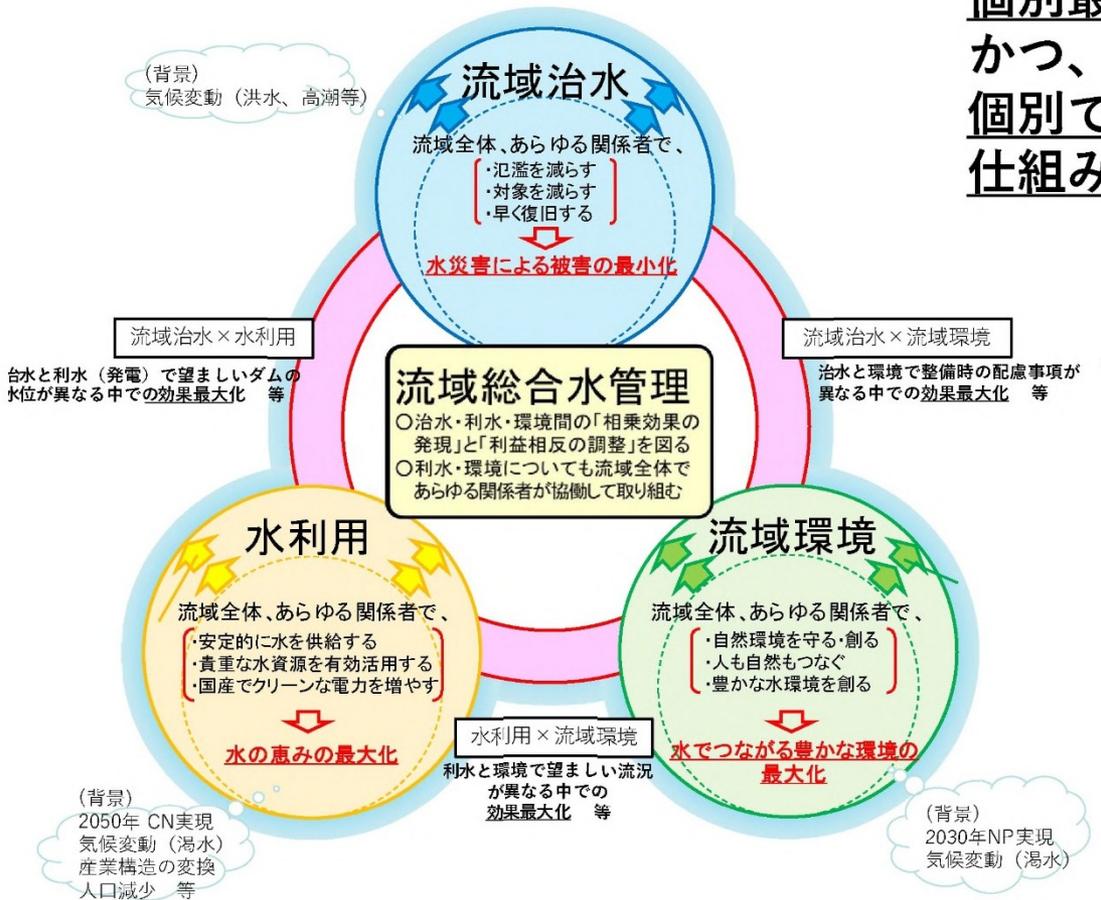
- ▶ 下水処理水の再利用水質基準等マニュアル(平成17年4月)
衛生学的安全性、美観・快適性、施設機能障害防止の観点から、水洗トイレ用水等の用途ごとに水質基準や施設基準を策定
- ▶ 下水道施設における雨水利用に関する事例集(平成28年3月)
雨水利用の導入促進に向け、計画・設計・維持管理の留意点や先進事例を整理
- ▶ 渇水時等における下水再生水利用事例集(平成29年8月)
渇水時等の非常時における雑用水としての活用事例や、平常時からの備えに関する知見を取りまとめ

1.流域総合水管理の推進

治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者が協働して取り組むとともに、流域治水・水利用・流域環境間の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」を図るなど、流域治水・水利用・流域環境の一体的な取組を進めることで「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」を推進する。

**個別最適から全体最適※へ、
かつ、
個別で見ても今より（少しでも）良くなる
仕組みへ**

- ※個別最適から全体最適へのアプローチの例
- ・流域治水、水利用、流域環境に一体的に取り組む
 - ・洪水時、渇水時、平時を一体的に捉える
 - ・流域の複数のダムを一体的に運用する 等

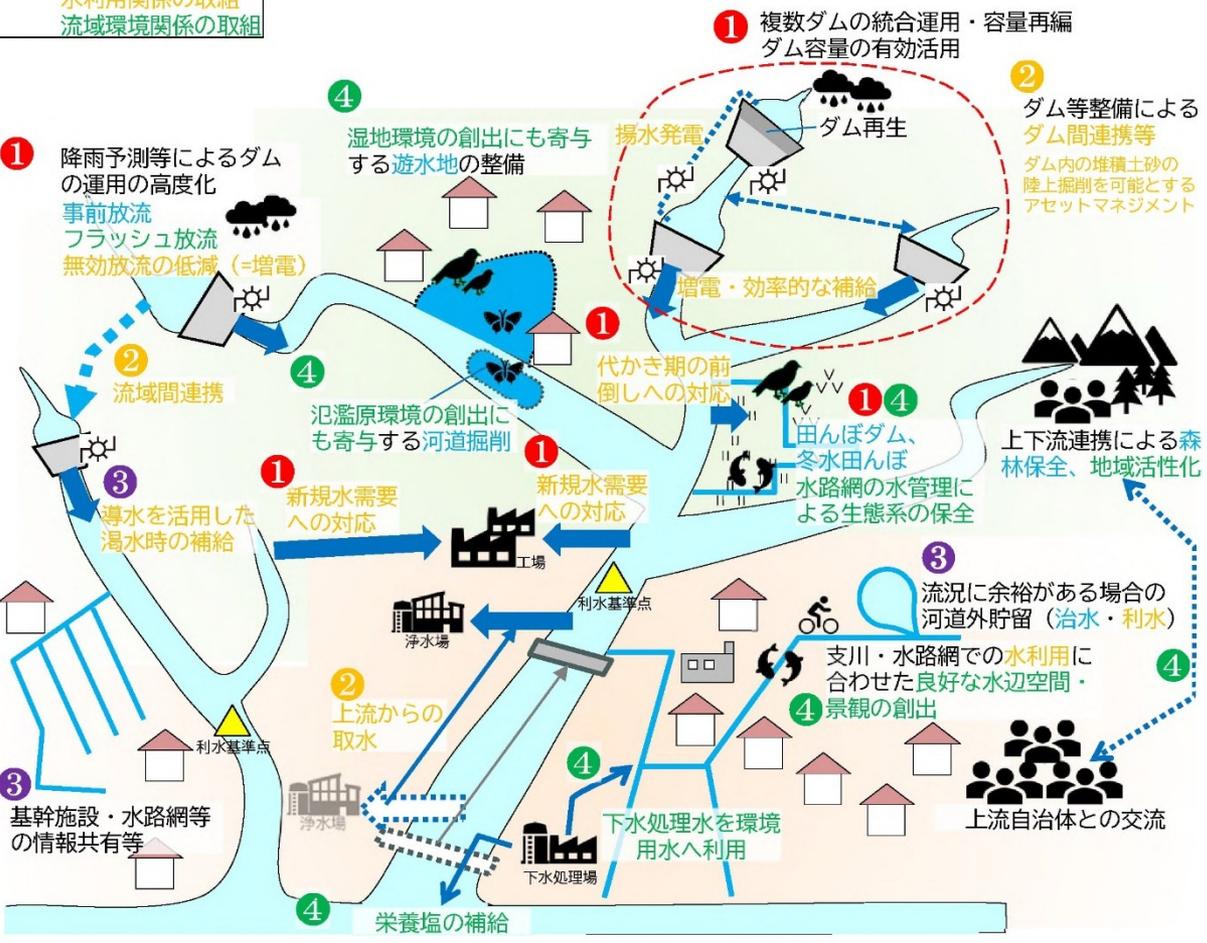


1.流域総合水管理の取組内容のイメージ

流域総合水管理のあり方検討部会
第4回(2025年5月23日)資料より

- これまでは、治水・利水・環境それぞれの分野の施策を推進してきたが、全体では必ずしも最適な水管理とはなっていなかった
- 今後は、**流域治水・水利用・流域環境**の一体的な取組を進め、予測技術を活用した複数ダムの統合運用(プール運用)や、水路網など流域の水管理による良好な水辺空間の創出など新たな価値を創出し、流域関係者でその価値を共有する仕組みを確立する

凡例
● 流域治水関係の取組
● 水利用関係の取組
● 流域環境関係の取組



- ① 課題や多様なニーズ等の共有
- ② 関係者間のデータ共有・公開
- ③ ニーズを埋める対応策・アイデア
 - ① 既存施設の高度運用等
 - ② 施設整備、施設再編
 - ③ 危機時の備えの強化
 - ④ 流域環境の取組強化
- ④ 新たな価値を共有・調整する手法・仕組み
(合意形成の場)
- ⑤ 技術開発・体制構築等
- ⑥ 成果や教訓の情報発信等

1.下水処理水の再生水水質基準等マニュアル改訂検討会・設置趣旨

設置の趣旨

一方、水質汚濁防止法に基づく排水基準等において、長らく用いられてきた「大腸菌群数」が、よりの確に糞便汚染を捉える「大腸菌数」へと見直され、令和7年4月1日より完全施行された。これに伴い、再生水の水質基準についても、整合を図るとともに、最新の科学的知見に基づいた見直しが急務となっている。加えて、近年は膜処理など新技術の普及が進んで来ているとともに、ISO/TC282(水の再利用)等の国際規格の開発も進んでおり、リスク管理手法や経済性・環境性評価(LCC・GHG削減効果)といった新たな視点を取り入れることが求められている。

本検討会では、下水再生水のより適正な利用を図るため、排水基準の改正や近年の技術開発、国際規格の動向、湯水・災害時における利用ニーズの高まり等を踏まえ、現在の「下水処理水の再利用水質基準等マニュアル」及び関連事例集の改訂について検討することを目的として設置するものである。

2. 下水処理水の再生水利用状況

再生水利用の背景

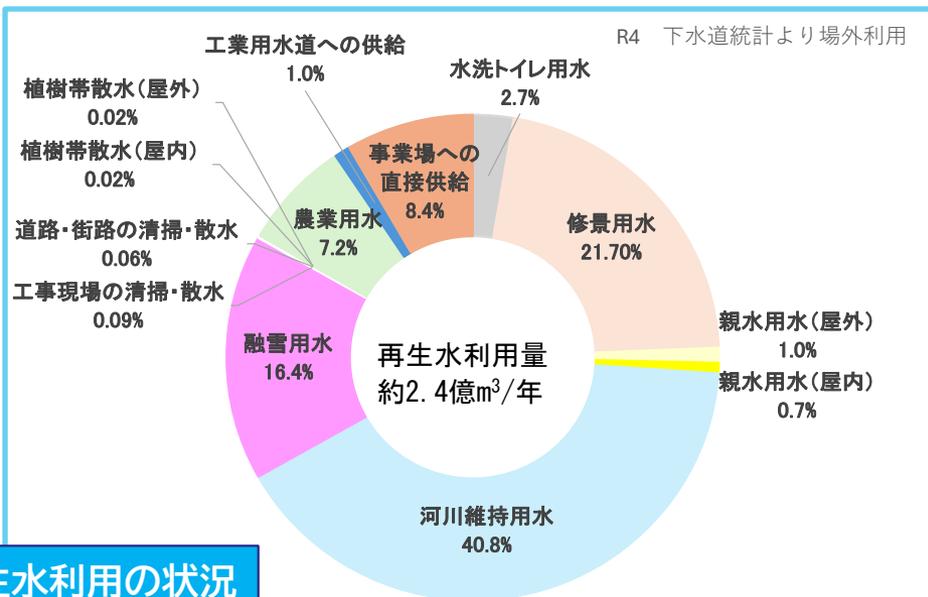
下水道は、都市内の多くの汚水・雨水を集約しており、下水再生水や雨水を貴重な水資源として活用することにより、健全な水循環・良好な水環境の創出、持続可能な水源機能、うるおいのあるまちづくりへの貢献等のポテンシャルを有している。

また、再生水に関しては地球温暖化に伴う渇水への対応も求められており、特に渇水リスクの高い地域に対しては、渇水時にスムーズに再生水を利用できるよう平時にも利用を行う等、下水再生水の適切な活用を図ることが求められている。

再生水の利用状況

令和4年度における再生水利用量は、年間約2.4億 m^3 であり、その割合は下水処理水放流量の2%弱である。

利用用途としては、河川維持用水が多いが、融雪用水や修景用水等、不特定多数を対象とした用途に用いられている場合が多い。



日本国内における再生水利用の状況
(処理場外利用)・令和4年度

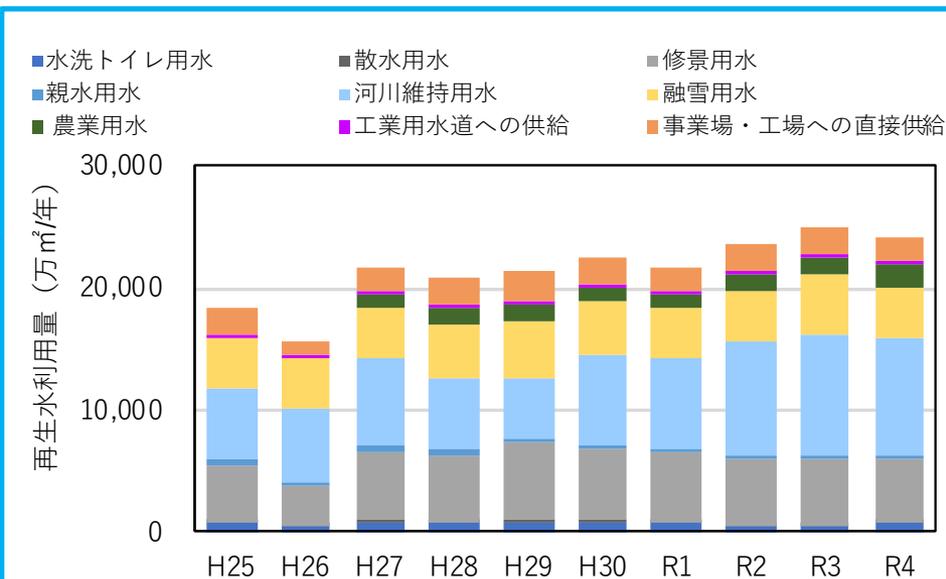
2. 下水処理水の再生水の利用状況と課題

再生水利用の推移

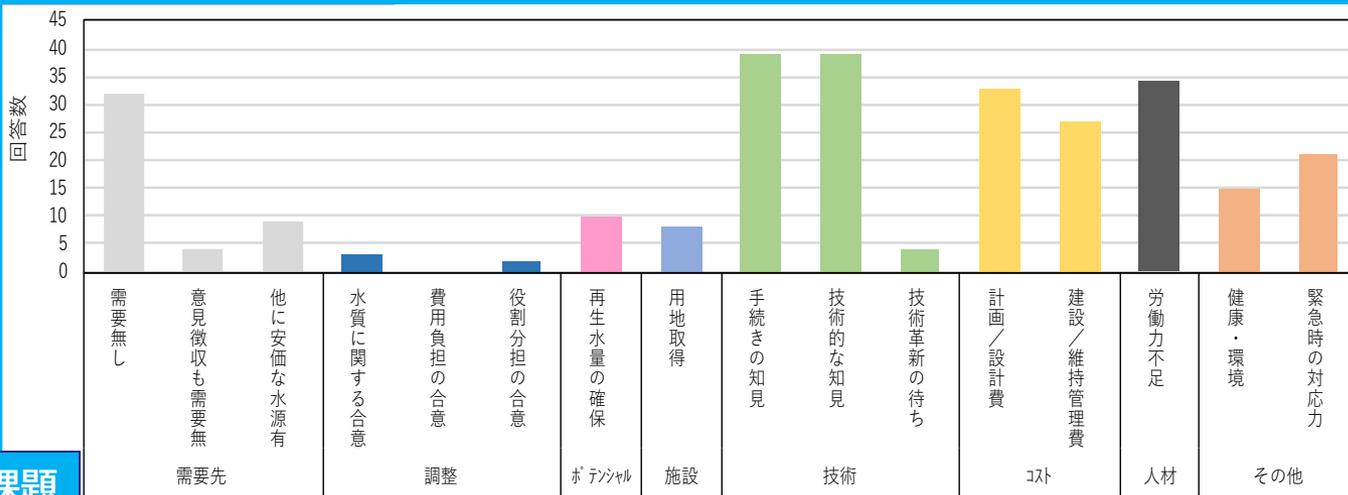
下水道統計より、下水再生水の有効利用量、処理場数はともに緩やかな増加傾向にある。

再生水利用の課題

令和6年度アンケートより、約35%の自治体が再生水利用の検討を実施している一方、再生水利用の課題として、コスト、人材不足、知見不足を回答する自治体が多く、次いで緊急時の対応や健康・環境リスクと回答されていた。具体的には人口減少により人材及び財源の確保が困難、下水再生水のイメージを払拭する必要があるとの意見があった。



再生水利用量の推移 (国内)



再生水利用の課題

3. 現行マニュアル内容 (1/2)

現行マニュアル:「下水処理水の再利用水質基準等マニュアル」平成17年4月

国土交通省都市・地域整備局下水道部、国土交通省国土技術政策総合研究所

(序文より)

下水処理水再利用における衛生学的安全性確保、美観・快適性確保、施設機能障害防止の観点から、水質基準等及び施設基準を提示するとともに、下水処理水再利用の実施に当たり考慮すべき事項を提示している。

内容

(1)再生水の利用用途

①水洗用水、②散水用水、③修景用水、④親水用水

(2)マニュアル適用主体

下水道管理者

(3)再生水利用にあたり考慮すべき点

以下の、3つの点を上げ、各項で解説

①衛生学的安全性(利用者の衛生学的安全性の確保)

検討対象:細菌類(塩素消毒が有効)、原虫類(塩素耐性あり)

→ウイルス類は一定の効果があるが研究・検討を継続する

②美観・快適性(再生水利用施設における美観・快適性の確保)

検討対象:外観(色、濁り、臭気)、藻類の増殖(修景用水、親水用水)、

ユスリカの発生(水洗用水)

③施設機能障害防止(再生水利用システムの腐食・閉塞等の施設機能障害の防止)

検討対象:腐食、閉塞(微生物スライム、サカマキ貝による詰まり・閉塞)

3. 現行マニュアル内容 (2/2)

内容

(4) 衛生学的安全性確保のための再生水処理施設の要件

- ・水洗用水・散水用水・修景用水:砂ろ過施設(又は同等以上の機能を有する施設)
- ・親水用水:凝集沈殿+砂ろ過施設(又は同等以上の機能を有する施設)
- ・誤接合・誤飲防止のため、分かりやすい表示(色違いのテープ、利用者への注意喚起表示等)

(5) 美観・快適性の確保

赤水、色・濁りの発生防止のための対策事例

- ・(福岡市)鉄・マンガン対策:ろ過処理の前段でオゾンにより鉄・マンガンを析出→ろ過で除去藻類増殖対策
 - ・栄養塩類濃度の低減
 - ・構造上の工夫:発泡抑制・落差の低減、見た目・水深の低減、草食性魚類の飼育、日陰の設置
- ユスリカ対策
 - ・再生処理施設におけるユスリカの卵、幼虫の回収:清掃、ろ過逆洗、駆除剤散布、フィルタ設置

(6) 施設機能障害防止(腐食・閉塞防止対策)

- ・腐食が発生しにくい構造・材質:鋼管等のライニング、ステンレス鋼管(SAS316)利用
- ・接合部や付属品に対する確実な防食
- ・維持管理時の残留塩素管理対策:高濃度塩素注入による、腐食に留意した管理

(7) 今後の課題

- ・大腸菌に関する知見の収集:大腸菌測定法の位置づけや基準値設定
- ・再生水暴露量の設定:滝・噴水等利用形態に応じた暴露量の設定手法の確立
- ・ウイルス対応の基準の検討・病原微生物測定技術の改良
- ・安価で高度な水処理技術の開発:再生水利用の促進を図るための経済性の確保

3. 現行マニュアルにおける基準

●再生水利用における水質基準及び施設基準(現行マニュアル)

	基準適用箇所	水洗用水	散水用水	修景用水	親水用水
大腸菌	再生処理施設出口	不検出 ¹⁾	不検出 ¹⁾	備考参照 ¹⁾	不検出 ¹⁾
濁度		(管理目標値) 2度以下	(管理目標値) 2度以下	(管理目標値) 2度以下	2度以下
pH		5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
外観		不快でないこと	不快でないこと	不快でないこと	不快でないこと
色度		— ²⁾	— ²⁾	40度以下 ²⁾	10度以下 ²⁾
臭気		不快でないこと ³⁾	不快でないこと ³⁾	不快でないこと ³⁾	不快でないこと ³⁾
残留塩素		責任分界点	(管理目標値) 遊離残留塩素0.1mg/L又は結合残留塩素0.4mg/L以上 ⁴⁾	(管理目標値 ⁴⁾) 遊離残留塩素0.1mg/L又は結合残留塩素0.4mg/L以上 ⁵⁾	備考参照 ⁴⁾
施設基準		砂ろ過施設又は同等以上の機能を有する施設を設けること	砂ろ過施設又は同等以上の機能を有する施設を設けること	砂ろ過施設又は同等以上の機能を有する施設を設けること	凝集沈殿＋砂ろ過施設又は同等以上の機能を有する施設を設けること
備考		1) 検水量は100mlとする(特定酵素基質培地法) 2) 利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて基準値を設定 3) 利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて臭気強度を設定 4) 供給先で追加塩素注入を行う場合には個別の協定等に基づくこととしても良い	1) 検水量は100mlとする(特定酵素基質培地法) 2) 利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて基準値を設定 3) 利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて臭気強度を設定 4) 消毒の残留効果が特に必要ない場合には適用しない 5) 供給先で追加塩素注入を行う場合には個別の協定等に基づくこととしても良い	1) 暫定的に現行基準(大腸菌群数1000CFU/100ml)を採用 2) 利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて上乗せ基準値を設定 3) 利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて臭気強度を設定 4) 生態系保全の観点から塩素消毒以外の処理を行う場合があること及び人間が触れることを前提としない利用であるため規定しない	1) 検水量は100mlとする(特定酵素基質培地法) 2) 利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて上乗せ基準値を設定 3) 利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて臭気強度を設定 4) 消毒の残留効果が特に必要ない場合には適用しない 5) 供給先で追加塩素注入を行う場合には個別の協定等に基づくこととしても良い

今回改訂においても、現行マニュアルと同様に、水洗用水、散水用水、修景用水、親水用水 を対象とする。

4. 排水基準の改定—水質汚濁防止法—

現行マニュアル発刊以降の改定

水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号) 現在施行:令和7年6月1日

- 有害物質 (基準の変更)
:人の健康や生活環境に被害を与える恐れがある物質で、排水基準が定められているもの

施行日	内容	水質項目		排水基準	
				新	旧
H18.12.11	亜鉛含有量にかかる一律排水基準の強化	亜鉛	(mg/L)	2	5
H24.5.25	有害物質の追加等	1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.5	—
H26.12.1	カドミウム及びその化合物の一律排水基準の強化	カドミウム	(mg/L)	0.03	0.1
H27.10.21	排水基準、地下水浄化基準の改正	トリクロロエチレン	(mg/L)	0.1	0.3
R6.4.1	六価クロム化合物に係る一律排水基準等の改正	六価クロム化合物	(mg/L)	0.2	0.5

- 指定物質 (物質の追加)
:公共用水域に多量に排出されると人の健康や生活環境を悪化させる恐れがある物質で、排水基準は定められていないもの

施行日	追加物質
H24.5.25	トランス-1,2-ジクロロエチレン
	塩化ビニルモノマー
R5.2.1	アニリン
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
	ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)及びその塩
	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びその塩

4. 排水基準の改定—水質汚濁防止法—

●生活環境項目（基準の変更）

:有害物質と同様に特定施設からの排水に対して水質基準を定めているが、生活環境に係る被害を生じる恐れのある程度のもの

施行日	内容	水質項目		排水基準	
				新	旧
R7.4.1	大腸菌群数に係る一律排水基準等の改正	大腸菌群	個/cm3	—	3,000
		大腸菌	CFU(コロニー形成単位)/mL	800	—



現行マニュアル以降に変更された水質汚濁防止法に係る物質の規制等に対し、再生水に関する項目としては、大腸菌が挙げられる。
現行マニュアルの修景用水には大腸菌群数の記載があるため、大腸菌数への変更を行う。

●大腸菌群から大腸菌への変更の背景

環境基本法に基づく水質汚濁に係る基準等のうち、生活環境の排水基準の項目名としていた「大腸菌群数」には、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことを踏まえ、よりの確にふん便汚染を捉えることができる「大腸菌数」に見直した。

水質汚濁防止法（排水基準を定める省令） （令和7年4月1日施行）

【別表第2】		
大腸菌群数（単位 一立方センチメートルにつき個）		日間平均三、〇〇〇
大腸菌数（単位 一ミリリットルにつきコロニー形成単位）		日間平均八〇〇



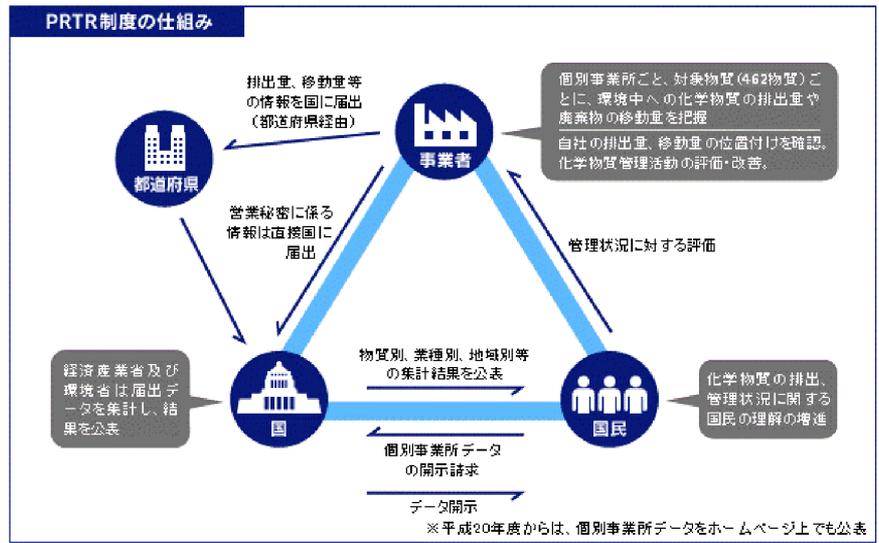
4. 排水基準の改定 —化学物質の監視項目追加—

現行マニュアル発刊以降の創設制度

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十四年法律第百五十二号) 現在施行:平成15年2月3日

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する。
・下水道事業者の義務:①PRTR制度における届出 対象事業者は対象物質の下水処理場からの排出量を把握・届出
②SDSの提供 対象物質を含む製品を他の事業者に譲渡・提供する際に情報(SDS)を提供

①PRTR制度:人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質に対し、事業者が事業所から環境(大気、水、土壌)へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度(平成13年4月～)



②SDS:事業者が対象化学物質やそれを含む製品の譲渡または提供を行うに際し、相手方に対して提供する化学物質や製品等の性状及び取り扱いに関する情報(情報を記載した書類) 指定化学物質が1%以上含まれることが条件であり、再生水や汚泥肥料等の製品はほとんど該当しない。

4. 排水基準の改定 —化学物質の監視項目追加—

●国土交通省下水道部「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案)―令和5年度 改訂版―」よりPRTR制度に関して以下が整理されている。

- ・届出対象物質： 化管法では、第一種指定化学物質515種類、第二種指定化学物質134種類が定められているが、下水道法第21条第1項に基づく水質検査の対象から、31物質が該当(下表)
年間の物質流入量:1t/年以上(特定化学物質は0.5t/年以上) の場合
- ・対象となる事業者： 下水終末処理場を設置している下水道事業者はほぼ該当
- ・化学物質管理計画： 下水処理場毎の化学物質管理の方針、化学物質管理計画の策定(努力義務)

●対象物質(31物質)

No.	管理番号	物質名	(下水道法上の名称)	別名
1	1	亜鉛の水溶性化合物	亜鉛及びその化合物	
2	48	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート	有機燐化合物	EPN
3	75	カドミウム及びその化合物	(同)	
4	87	クロム及び三価クロム化合物	クロム及びその化合物	
5	88	六価クロム化合物	(同)	
6	113	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3-5-トリアジン	(同)	ジマジン又はCAT
7	144	無機シアン化合物	シアン化合物	
8	147	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル	(同)	チオベンカルブ又はベンチオカーブ
9	149	四塩化炭素	(同)	
10	150	1,4-ジオキサソ	(同)	
11	157	1,2-ジクロロエタン	(同)	
12	158	1,1-ジクロロエチレン	(同)	塩化ビニリデン
13	179	1,3-ジクロロプロペン	(同)	D-D
14	186	ジクロロメタン	(同)	塩化メチレン
15	237	水銀及びその化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	

No.	管理番号	物質名	(下水道法上の名称)	別名
16	242	セレン及びその化合物	(同)	
17	243	ダイオキシン類	(同)	
18	262	テトラクロロエチレン	(同)	
19	268	テトラメチルチウラムジスルフィド	(同)	チウラム又はチラム
20	272	銅水溶性塩(錯塩を除く)	銅及びその化合物	
21	279	1,1,1-トリクロロエタン	(同)	
22	280	1,1,2-トリクロロエタン	(同)	
23	281	トリクロロエチレン	(同)	
24	332	砒素及びその無機化合物	砒素及びその化合物	
25	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	ふっ素化合物	
26	400	ベンゼン	(同)	
27	405	ほう素化合物	ほう素及びその化合物	
28	406	ポリ塩化ビフェニル	(同)	PCB
29	412	マンガン及びその化合物	マンガン及びその化合物(溶解性)	
30	632	1,2-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	
31	697	鉛及びその化合物	(同)	



化管法に関する化学物質に関しては、届出の義務があるものの、再生水の水質基準として設定されているものは無いため、直接は関係しない。

5. ISO/TC282に対する規格化の進行状況

現行マニュアル発刊以降の国際的動向

ISO 国際標準化の専門委員会TC282「水の再利用」が、2013年6月にイスラエルを議長、日本と中国を共同幹事国となり設立された。下水道事業に関連するSC1(灌漑利用)、SC2(都市利用)、SC3(リスクと性能評価)、SC4(工業利用)の小委員会にて分担され、規格の開発が進められている。

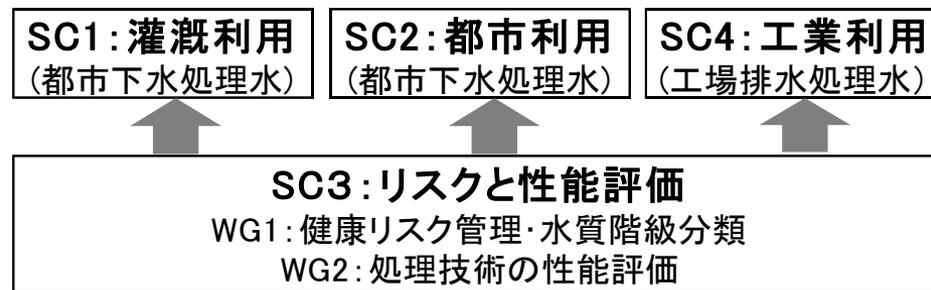


図 ISO/TC282(水の再利用)の概念図

下水道事業に関連するSC1, SC2, SC3の規格に対する本マニュアル案への適用判断

- ・他マニュアルで規定している内容(農業用水等)に関しては本マニュアルで扱わない
- ・下水二次処理水を原水としない内容(分散型オンサイトシステム等)に関しては本マニュアルで扱わない

5. ISO/TC282に対する適用の有無

●関連するISO/TC282の範囲とマニュアル改訂案への適用の有無①

SC/WG	規格タイトル	(和訳)	規格No	開発状況	本マニュアル(案)への適用
SC議長会議	Chair Advisory Group				
CTG1グループ	Communication Task Group				
WG2	Terminology	用語定義			
	Water reuse-Vocabulary	再利用-用語定義	ISO 20670:2018,2023	発行済	—
WG3	Water systems for biopharma industries	バイオ医薬品用水			
	Membrane-based generation of water for injection (WFI)	膜を利用した注射用水(WFI)の生成	ISO 22519: 2023	発行済	— 特定用途のため対象外
SC1	Treated wastewater reuse for irrigation	灌漑利用			
WG1	Guidelines for treated wastewater use for irrigation projects	灌漑プロジェクトへの排水処理水の利用			
Part1	The basis of a reuse project for irrigation	基礎	ISO 16075-1:2015, 2020	発行済	— 他文書整理済み
Part2	Development of the project	設計(開発)	ISO 16075-2:2015, 2020	発行済	— 他文書整理済み
Part3	Components of a reuse project for irrigation	要素	ISO 16075-3:2015, 2021	発行済	— 他文書整理済み
Part4	Monitoring	モニタリング	ISO 16075-4:2016, 2021	発行済	○ 他文書整理済みだが参考となる部分を記載
Part5	Treated wastewater disinfection and equivalent treatments	処理水の消毒	ISO 16075-5:2021	発行済	— 他文書整理済み
Part6	Fertilization	施肥	ISO 16075-6:2023	発行済	— 特定用途のため対象外
Part7	Golf courses and other sports fields	ゴルフコース	ISO 16075-7:2025	発行済	— 特定用途のため対象外
Part8	Reservoirs	貯水池	ISO/WD 16075-8	作業部会ドラフト	未発行 (ISO文書作成中)
WG2	Treated wastewater reuse for irrigation	灌漑への処理水再利用			
	Guidelines for the adaptation of irrigation systems and practices to treated wastewater	灌漑システムの適用	ISO 20419:2018	発行済	— 特定用途のため対象外

5. ISO/TC282に対する適用の有無

●関連するISO/TC282の範囲とマニュアル改訂案への適用の有無②

SC/WG	規格タイトル	(和訳)	規格No	開発状況	本マニュアル(案)への適用
SC2	Water reuse in urban areas	都市利用			
WG1・2	Guidelines for centralized water reuse system	集中型システム			
Part1	Design principle of a centralized water reuse system	設計	ISO 20760-1:2018	発行済	○ 非飲用の再生水利用の考え方について記載
Part2	Management of a centralized water reuse system	管理	ISO 20760-2:2017	発行済	○ モニタリング概要等を記載
WG1	Guidelines for urban reclaimed water for landscaping uses	造園用途における都市再生水	ISO 18997:2025	発行済	— 特定用途のため対象外
WG3	Guidelines for water reuse safety evaluation	再生水の安全性評価			
	Assessment parameters and methods	評価指標と方法	ISO 20761:2018	発行済	— 既マニュアルに記載の内容
	Stability evaluation of reclaimed water	再生水安定性評価	ISO 24416:2022	発行済	○ 水質安全性について記載
WG4	Guideline for decentralized /onsite water reuse system	分散型オンサイトシステム			
	Design principle of a decentralized/onsite system	設計原理	ISO 23056:2020	発行済	— 分散型オンサイトシステムのため対象外
	Management of a decentralized/onsite system	管理	ISO/FDIS 18998	国際規格最終ドラフト	未発行 (ISO文書作成中)
	Design principle of a RO desalination system of municipal wastewater	都市下水のRO淡水化システムの設計原理	ISO 23070:2020	発行済	— 他文書整理済み
WG5	Leachate	浸出水			
	Guidance for the treatment and reuse of leachate from municipal solid waste incineration	都市ごみ焼却浸出液の処理と再利用に関するガイドライン	ISO 24297:2022	発行済	— 特定用途のため対象外
	Guidance for operation and maintenance of MSW leachate treatment and reuse system	都市ごみ浸出水処理・再利用システムの運用・保守	ISO/WD 23623	発行済	— 分散型オンサイトシステムのため対象外
WG6	Technology for water reuse	水再利用の技術			
	Guidelines for biological filtration of secondary effluent for water reuse	処理水生物ろ過	ISO 9784:2024	発行済	— 他文書整理済み
WG7	Water reuse in buildings	建物内での水の再利用			
	Guidelines for gray water reuse in building	建物における中水再利用のガイドライン	ISO/AWI 25446	新規業務項目	未発行 (ISO文書作成中)
JWG1	General principles and guidelines for cost analysis in planning of decentralized wastewater treatment and/or reuse	分散型計画のコスト分析	ISO24575 2023	発行済	— 分散型オンサイトシステムのため対象外

5. ISO/TC282に対する適用の有無

●関連するISO/TC282の範囲とマニュアル改訂案への適用の有無③

SC/WG	規格タイトル	(和訳)	規格No	開発状況	本マニュアル(案)への適用
SC3	Risk and performance evaluation of water reuse systems	リスクと性能評価			
WG1	Health risk	健康リスク			
	Guidelines for health risk assessment and management for non-potable water reuse	健康リスク評価と管理	ISO 20426:2018	発行済	○ 健康リスク評価の概要として記載
WG2	Performance evaluation	性能評価			
Part1	Guidelines for performance evaluation of treatment technologies for water reuse systems-General	総則(一般概念)	ISO 20468-1:2018	発行済	○ 一般概念として記載
Part2	Guidelines for performance evaluation of treatment technologies for water reuse systems-Methodology to evaluate performance of treatment systems on the basis of greenhouse gas emissions	環境性能評価(GHG)	ISO 20468-2:2019	発行済	○ 「下水道における地球温暖化対策マニュアル」:参照先資料
Part3	Guidelines for performance evaluation of treatment technologies for water reuse systems-Ozone treatment technology	オゾン処理	ISO 20468-3:2020	発行済	— 他文書で整理済み(参照書籍を記載)
Part4	Guidelines for performance evaluation of treatment technologies for water reuse systems-UV disinfection	UV消毒	ISO 20468-4:2021	発行済	— 他文書で整理済み(参照書籍を記載)
Part5	Guidelines for performance evaluation of treatment technologies for water reuse systems-Membrane filtration	膜ろ過	ISO 20468-5:2021	発行済	— 他文書で整理済み(参照書籍を記載)
Part6	Guidelines for performance evaluation of treatment technologies for water reuse systems-Ion exchange and electro dialysis	イオン交換	ISO 20468-6:2021	発行済	— 他文書で整理済み(参照書籍を記載)
Part7	Guidelines for performance evaluation of treatment technologies for water reuse systems-Advanced oxidation processes technology	AOP(促進酸化処理)	ISO 20468-7:2021	発行済	— 他文書で整理済み(参照書籍を記載)
Part8	Guidelines for performance evaluation of treatment technologies for water reuse systems-Evaluation of treatment systems based on Life Cycle Cost	経済性評価	ISO 20468-8:2022	発行済	○ 「下水道事業における費用効果分析マニュアル」:参照先資料
Part9	Performance evaluation of treatment technologies for water reuse systems-Guidelines and requirements for electro-chlorinations	電解塩素処理	ISO 20468-9:2025	発行済	— 他文書で整理済み(参照書籍を記載)
Part10	Performance evaluation of treatment technologies for water reuse systems-Guidelines for evaluation of dependability of treatment systems	信頼性評価	ISO/FDIS 20468-10	国際規格最終ドラフト	未発行 (ISO文書作成中)
Part11	Performance evaluation of treatment technologies for water reuse systems-Guidelines for nanoporous adsorbents	ナノ多孔性吸着剤	ISO/CD 20468-11	委員会ドラフト	未発行 (ISO文書作成中)
	Guidance for water quality grade classification for water reuse	水質等級分類	ISO 20469:2018	照会原案	未発行 (ISO文書作成中)
	Health risk assessment and management of high-quality reuse of treated greywater during natural disasters, emergencies and crises	災害時等の中水の高品質な再利用	ISO/WD TR 25262	作業部会ドラフト	未発行 (ISO文書作成中)